

2024. 11. 27

北九州市教職員組合にゅうす



## 市教組は、北九州市の全ての教職員のために 2024年度確定交渉受結する！

市教組はこれまで、「大綱」提示前に6回、提示後に5回の交渉を積み重ねてきました。JTU ほっきゅう 27号から30号で、市教委が提示した「大綱」を掲載しましたが、11月13日の最終交渉の場において、当局より「最終回答」の提示がありました。会計年度任用職員を含め大幅なベースアップが提示され、賃金改善については要求が通りました。

### 【最終交渉で妥結したもの】

- I 令和6年度の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の適用を受ける教職員の給与改定等について
  - 1 給料表等の改定 2 実施時期 先に提示したとおり。
- II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について
  - 1 扶養手当の改定 (1)改定内容 (2)実施時期 先に提示したとおり。  
(3)経過措置  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、配偶者に係る手当の月額については5,500円と、子に係る手当の月額(教職員給与と条例第18条第4項の規定により加算される前の額。以下同じ。)については11,000円とし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、配偶者に係る手当の月額については3,500円と、子に係る手当の月額については12,000円とする。
  - 2 地域手当の改正 3 住居手当の改正 4 単身赴任手当の改正 先に提示したとおり。
- III 特殊勤務手当制度の改正 先に提示したとおり。
- IV 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正 先に提示したとおり。
- V 育児を行う教職員の時間外勤務等の制限の改正 先に提示したとおり。
- VI 子育て部分休暇の新設
  - 1 休暇の内容
    - (1)取得要件 教職員が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
      - ア 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
      - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
    - (2)承認の期間 (3)給与の取扱い (4)昇給の取扱い (5)勤勉手当における勤務期間の算定方法 先に提示したとおり。
  - 2 会計年度任用職員の取扱い 3 実施時期 先に提示したとおり。
- VII 早期希望退職の実施 先に提示したとおり。
- VIII 被服貸与基準の改正 先に提示したとおり。
- IX 会計年度任用職員の給料及び報酬の改定 X 令和6年度冬季及び令和7年度夏季の期末・勤勉手当 先に提示したとおり。

### 確定交渉における課題

- ・「2024年度確定期に向けた要求書」の要求項目に対して、賃金は改善されたが、勤務労働条件に関しては改善されたものが少なく、不本意な妥結となった。
- ・超過勤務削減については、各学校(校長のマネジメント)の方策にまかせていて、市教委の具体的な対策が出ていない。
- ・人事評価制度については、まだ評価基準が可視化されていなく、校長の資質や能力差を考えると、とても公平公正な評価が行えるものとは思えない。校長から職員に内容の説明がなされていない。周知徹底できていない。
- ・休暇制度において、事務職員や会計年度任用職員には、認められていないものがあるがいまだ改善されていない。
- ・地域手当について、3%のままで経過措置というのは、納得できない。

私たち北九州市教職員組合は、北九州市の全ての教職員の「賃金と勤務労働条件を改善して働きやすい職場」をつくるために存在しています。私たちが要求している項目の多くが解決できたわけではありませんが、みなさんの働く現場の実態を具体的に届けることによって、毎年「勤務労働条件の改善」「諸権利の拡大」につなげています。市教組はこれからも、働きやすく、働きがいのある学校現場とするために闘い続けていきます。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail: jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

